

第1章

民法が規定する世界

1 民法は「財産法」「家族法」の2つからなる

法律学習は早い段階で大枠をつかむことが重要ですので、まずは民法が何を規定しているのかをみていきましょう。

民法は、私人の「財産関係」と「家族関係」を規定しています。

「財産関係」は、たとえば、お金を貸したら貸した人に返してもらう権利が発生するなどというハナシです。「家族関係」は、たとえば、親が亡くなって兄弟の間で相続について醜い争いが生じた場合にとどう解決するかといったハナシです。

少し雑なイメージですが、「円」（財産関係）と「家」（家族関係）を規定したのが民法です。

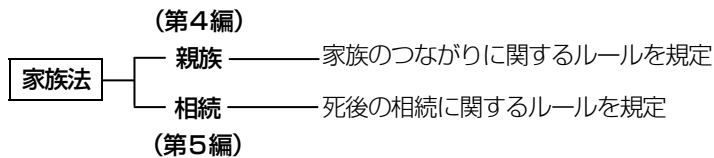
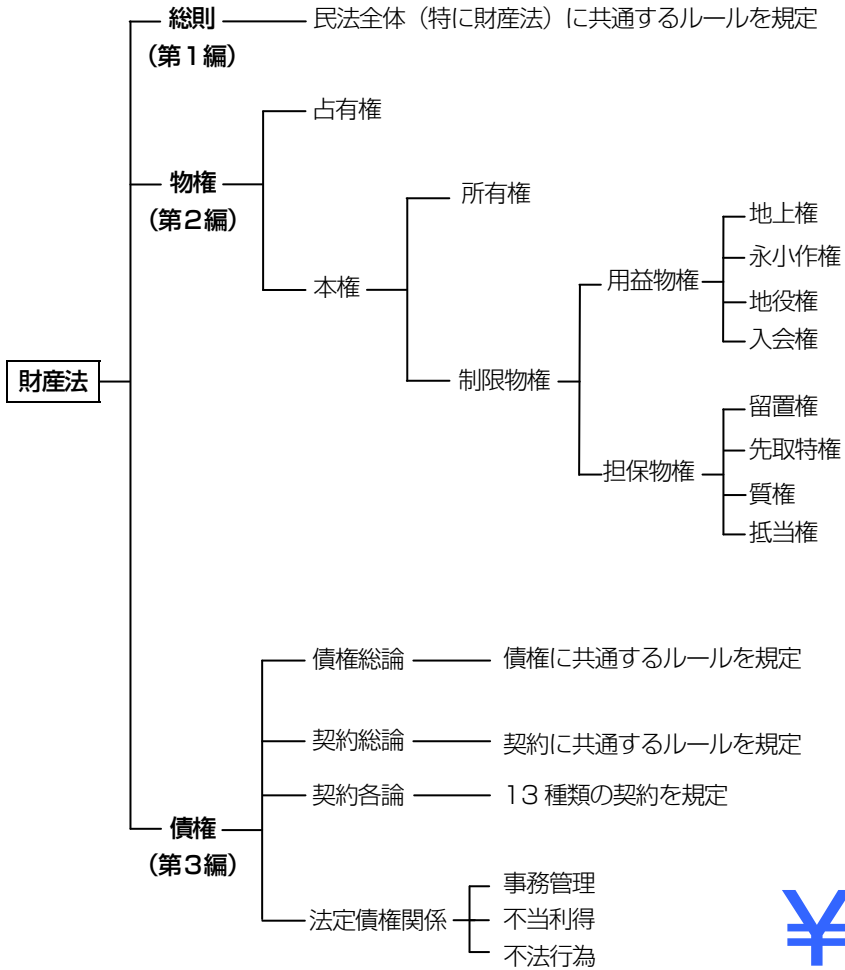
民法の条文では、「財産関係」が規定されているのが第1編の総則、第2編の物権および第3編の債権であり、「家族関係」が規定されているのが第4編の親族および第5編の相続です。次のページの図が民法の条文の構造を示したのですが（*）、次のページの青の線の上が財産関係を規定した「財産法」、下が家族関係を規定した「家族法」と呼ばれるものです。

*これから民法の学習をしていきますので、次のページの図は、現時点では眺めておく程度で構いません。

「財産法」と「家族法」は、かなり性質が異なります。「財産法」は、財産関係ですから、最悪の場合は**金で解決が可能**なのです。それに対して、「家族法」は、婚姻、親子関係、相続など近親者間の関係を定めた生活の根幹に関わるものなのです。たとえば、「本当の親ではないが、1億円あげるからこの人と親子ということで我慢してね」と言われても、納得できないですよね。家族法が規定していることの大半は**金で解決が不可能**なものなのです。

よって、国によっては、この2つは別々の法律として規定されているくらいです。日本では同じ民法という法律ですが、「**財産法と家族法は別法律である**」くらいの感覚で学習したほうがよいです。この姿勢が学問上正しいかは議論のあるところなのですが、少なくとも試験対策上はこの姿勢が適切です。

【民法の構造（体系）】



2 財産法が規定する取引社会とは？

「財産法と家族法は別法律であると考えて学習してください」と申しあげましたので、分けて考えていきましょう。この第1編では、基本的には最初に学習する「財産法」の大枠を説明していきます。以下のCaseを考えてみてください。

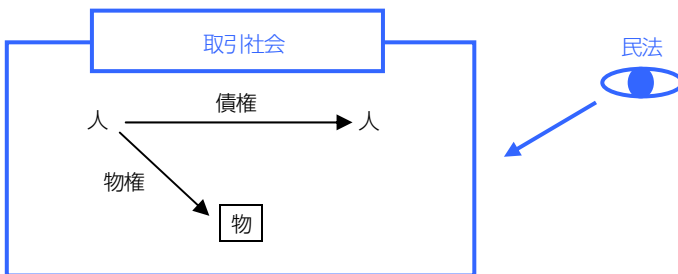
Case

(1) あなたは、ブランド物のバッグを所有しているが、そのバッグをドロボウが持って行ってしまった。あなたはドロボウに、「バッグを返せ!」と言えるか？

(2) あなたは、家電量販店でパソコンを購入した。しかし、あなたは、売買代金を支払おうとしない。家電量販店はあなたの父親に、「売買代金を支払え!」と言えるか？

常識的に考えて、上記Case (1)は「当然言えるだろう」と思うでしょう。上記Case (2)は微妙でしょうか。しかし、みなさんがこれから学習するのは法律ですから、法律的に考える必要があります。実は、このCaseが、財産法が規定している世界を考えるのに役立ちます。

財産法は、以下の社会を規定しています。民法に目があるとすると、民法から私たちが生活している社会は以下のように見えているのです。



財産法は、取引社会を規定したものです。それは、どのような社会でしょうか。

まずは何事も登場人物を確認する必要がありますが、取引社会の登場人物は「人」です。この「人」には「自然人」（日常用語でいう人）だけではなく、「法人」（会社など）も含まれます（P37）。つまり、民法は取引社会の主体（メンバー）を「人」（自然人および法人）としたのです。

主体（メンバー）は人ですが、客体は「物」です。みなさんが今読んでいるこのテキストも、持っているボールペンも、部屋の中にあるテレビも、残念ながら動物も、「物」です。

取引社会の主体（メンバー）は「人」であり、客体は「物」であることを確認しました。これらを基本として、「物権」「債権」という概念が出てきます。

物権は「人が物を直接的・排他的に支配する権利」と定義されます。少し雑な言い方ですが、今は「人が有する物に対しての権利」くらいに考えてください。その代表が「所有権」です。今は所有権についての正確な定義を記憶する必要はありませんので、「これはオレ（私）の物だ!」と言える権利くらいに考えてください。みなさんがお持ちのほとんどの物は、みなさんが所有権を有しているでしょう。上記 Case（1）のあなたがブランド物のバッグに有している権利も所有権（物権）です。

債権は「特定の人が、特定の人に対して、特定の行為をすること（またはしないこと）を請求できる権利」と定義されます。簡単にいうと、「人の人に対する権利」です。「人」を「責」めることができるので、「債」という字を使います。「人」を「責」めることができる「権」利なので、「債権」といいます。上記 Case（2）の家電量販店（人）があなた（人）に、「売買代金を支払え!」と言える権利は、債権です。

財産法は、**主体（メンバー）を「人」、客体を「物」とし、人が持つ権利を「物権」「債権」に分けて「取引社会」を規定した**のです。

3 物権と債権の違い

1. 誰に権利を主張できるか？

物権は、日本中の**誰に対しても**主張できる権利です。上記 Case（1）でいえば、あなたは、ブランド物のバッグの所有権という“物権”を有しているため、ドロボウが盗んで行こうが、友人が間違っって持って行こうが、所有権に基づいて返還請求をすることができます。

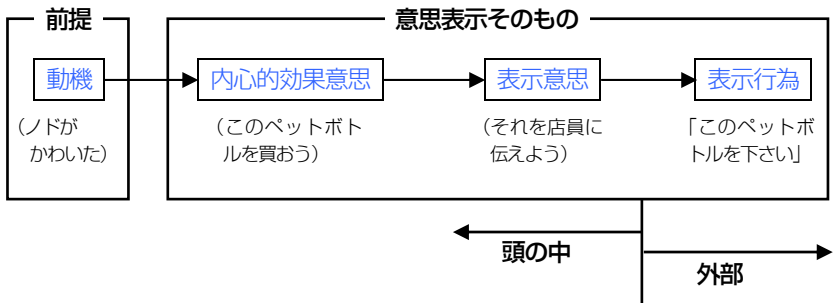
それに対して、債権は、**特定の人にしか**主張できない権利です。上記 Case（2）でいえば、家電量販店は、あなたに対して売買代金“債権”を有していますが、それはあなたの父親とは何の関係もないので、家電量販店は父親に対して何らの請求もすることができます。

第2節 意思表示に問題がある場合（意思の不存在と瑕疵ある意思表示）

1 意思表示に問題がある場合の全般のハナシ

社会では、毎日いくつもの意思表示がされていますが、通常はそれらは問題のない意思表示です。しかし、問題がある場合もあります。法律はそこまで考えてルールを作っていますので、みなさんは問題のある場合にどのようにそれを処理するのかを学習する必要があります。

問題がある意思表示を考える前に、まずは「問題のない意思表示」とは何なのかを考えましょう。意思表示について、効果の発生を欲する考えが「意思」であり、それを外部に出すことが「表示」であると説明しましたが、もう少し詳しくみていきましょう。意思表示は、以下の4段階に分けることができます。



コンビニでペットボトルを買うときに実際にはここまで考えないでしょうが、法的にはこのような分析をします。まず「ノドがかわいた」という「動機」があります。動機を前提に、「このペットボトルを買おう」と決意をします（これが「内心的効果意思」です）。その決意を「店員に伝えよう」と決意するのが「表示意思」です。そして、実際に店員に伝えるのが「表示行為」です。

意思表示をこの4段階に分けることには、現在は反対の学者も多いのですが、判例の考え方を理解するうえで必要となりますので、**この4段階は必ず丸暗記してください**。みなさんが次に実際にコンビニに行ったときに、この4段階を頭の中で考えてください（実際に声に出すのはやめましょう。変な人だと思われるから……）。それを数回行えば、記憶できています。

第2節 意思表示に問題がある場合（意思の不存在と瑕疵ある意思表示）

通常は、上記の4つの過程はキレイに流れます。しかし、キレイに流れない場合（ex. 内心的効果意思と表示行為に不一致がある場合）があります。この第2節で扱うものは、そのキレイに流れなかったものです。

キレイに流れなかった場合に誰が勝つか（保護されるか）を考えるにあたっては、以下の判断基準で考えることができます。

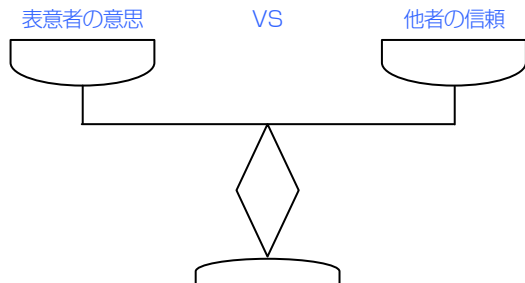
判断基準

「『表意者の意思』と『他者の信頼』のどちらを重視すべきか」が判断基準です（ここでいう「表意者」とは、問題のある意思表示をした者のことです）。

P18で説明したとおり、民法の大原則に私的自治の原則があり、人が義務を負う（契約などに拘束される）のは、原則として自らの意思でそれを望んだときだけです。よって、「表意者の意思」は非常に重要なのです。そのため、上記の4つの過程がキレイに流れなかった場合には、意思表示を無効または取り消すことができるものとすべきです。

しかし、キレイに流れたかは、外部の者からはわかりません。キレイに流れなかった意思表示を信頼してしまう他者が出てくるため、「他者の信頼」も考える必要があるのです。他者の信頼を重視すれば、意思表示は有効または取り消すことができないものとすべきです。なお、「他者」は、意思表示の相手方とそれ以外の第三者の双方を含みます。

この第2節で学習することは、この「表意者の意思」と「他者の信頼」のどちらを重視すべきかという問題なのです。常に右の天秤（このテキストでは「意思と信頼の天秤」といましょう）をイメージして考えてください。



※意思主義と表示主義

上記の「表意者の意思」と「他者の信頼」のどちらを重視するかというハナシの基には、「意思主義」と「表示主義」という考え方の対立があります。

①意思主義

表意者の意思を重視して、表示に対応する表意者の意思がなければならないとする考え方です。

②表示主義

他者の信頼を重視して、表示に対応する表意者の意思がなくても構わないとする考え方です。

民法は、状況によって意思主義を前面に出したり表示主義を前面に出したりするので、「表意者の意思」と「他者の信頼」のどちらを重視するべきかを考えていかなければならないのです。

では、下記²からは、問題のある意思表示を具体的にみていきましょう。

2 心裡留保

民法 93 条 (心裡留保)

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

1. 意義

「心裡留保」と、法律用語はコトバが無駄に難しいのですが、要は「冗談」や「ウソ」のことです。「裡」は、内側という意味です。つまり、「心」の内側（「裡」）に真意が留められている（「留保」）ということです。冗談やウソの意思表示も、原則として有効です（民法 93 条本文）。

ex. コンビニで買う気もないのに「このペットボトルを下さい」と言ったら、ペットボトルの売買契約は有効に成立し、お金を払わなければいけません。

なお、この心裡留保は、表意者が“単独で”虚偽の意思表示をすることです。

ただし、相手方が冗談やウソであることを知っていた場合または知ることができた場合は、無効となります（民法 93 条ただし書）。

2. 趣旨

P105 の「意思と信頼の天秤」から考えていきましょう。

冗談やウソですから、P104の内心的効果意思がなく、P104の4つの過程はキレイに流れていないことになり、表意者の意思には問題があります。

しかし、意思表示の相手方からすると、内心的効果意思がないことはわかりません。また、内心的効果意思がないことを知って冗談やウソを言っている表意者よりも、相手方の保護の必要性のほうが高いです。上記1.の ex.で、後で「さっきのはウソだから、お金返してください」ということが許されれば、世の中メチャクチャになっちゃいますよね。

よって、「他者（相手方）の信頼」のほうに天秤が傾き、有効となります。

ただし、相手方が冗談やウソであることを知っていたまたは知ることができたときは、「他者（相手方）の信頼」がありません。

よって、この場合には、「表意者の意思」のほうに天秤が傾き、無効となります。

3. 要件

表意者が真意ではないことを知っていることが要件です。表意者が、内心的効果意思がないことを知っているということです。

4. 効果

(1) 原則

心裡留保による意思表示は、有効です（民法93条本文）。

(2) 例外

相手方が、表意者の真意について、悪意または有過失であるときは、無効となります（民法93条ただし書）。

用語解説 「過失」「重過失」

「過失」とは、不注意という意味です。「過失とは何なのか？」という議論もあるのですが、試験対策としてはこの程度の認識で結構です。不注意の程度が重い場合（とんでもない不注意の場合）を「重過失」といいます。

「どの程度の不注意であれば過失か？」「どの程度の不注意であれば重過失か？」という難しい議論もあるのですが、それは試験レベルを超えます。そこまでの判断は求められません。試験では、「注意をすれば知ることができた」「過失があった」（＝有過失）、「重大な過失があった」（＝重過失）などと記載されますので、ご安心ください。

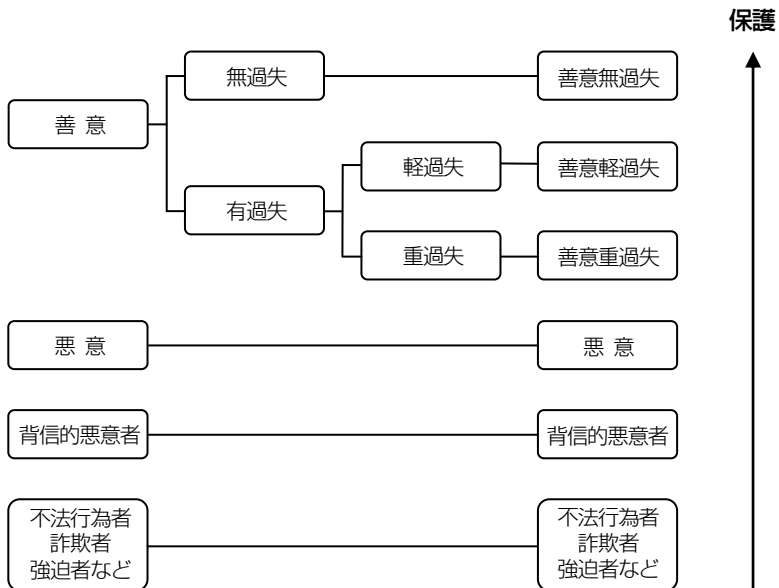
思い出し方

例外の要件として、「悪意または有過失」とありますが、**記憶するのは「有過失」のみ**で大丈夫です。なぜなら、過失があつて無効ならば、知っていれば（悪意ならば）無効に決まっているからです。

帰責性と保護の程度

P12で「善意」「悪意」、ここで「過失」「重過失」の説明をしたので、帰責性と保護の程度をまとめておきます。「帰責性」とは、過失などの落ち度があることにより、どの程度その人を責めることができるかということです。帰責性が低いほど保護されやすくなり、帰責性が高いほど保護されにくくなります。

帰責性がどの程度かによって、以下のとおり保護されるかが変わってきます。以下の図は、**上に位置するほうが帰責性が低く保護されやすくなり、下に位置するほうが帰責性が高く保護されにくくなる**ことを表しています。



*背信的悪意者は、Ⅱのテキスト第3編第1章第3節43.(2)で説明します。

善意無過失が最も保護されやすく、過失の程度により段々と保護されにくくなります。悪意は知っていることですので、過失は問題とならず、善意で過失がある者よりも保護されにくくなります。背信的悪意者は害意があるということですが（こ

れが日常用語でいう悪意です), 単に知っているにすぎない悪意者よりも保護されにくくなります。不法行為者などは, 最も保護されにくくなります。

民法の条文の要件は, 上記のどこかで境界線を引きます。この心裡留保が有効となる(意思表示の相手方が保護される)には, 相手方が善意無過失でなければなりませんので, 上記の図の「善意無過失」と「善意軽過失」との間に境界線が引かれるのです。このように, 上記の図のどこに境界線が引かれるかを意識して学習してください。

5. 第三者が絡む場合

*この5.は, P124 までお読みになった後でお読みください。

Case	
<p>Aが, 贈与の意思もないのに所有している建物をBに贈与する旨の意思表示をした。Bは, Aに贈与する気がないことを知っていた。そして, Bは, その建物を自分の物としてあなたに売り渡した。あなたは, Aに贈与する気がなかったことを知らなかった。この場合, Aはあなたに, AB間の贈与が無効であるので建物を返還するよう主張できるか?</p>	

上記 Case の場合, Aに贈与する気がないことをBは知っていますので, AB間の贈与は無効となります(民法93条ただし書)。よって, あなたは無権利者であるBから建物を購入したことになります。AとBが通謀しているわけではありませんので, 民法94条2項(P110)を直接適用することはできません。しかも, あなたのような第三者を保護する規定はありません。では, あなたは保護されないのでしょうか。

ですが, 心裡留保をしたAのせいで, あなたが害されるのはどう考えてもおかしいですね。そこで, AとBの双方が, AB間の贈与が真意でないことを知っている点で通謀虚偽表示に類似するという理由から, 民法94条2項を類推適用し, あなたを保護します(通説)。Bに虚偽の外観があり(P123①), Aに心裡留保という帰責性があり(P123②), あなたが善意ですので(P123③), あなたは民法94条2項類推適用で保護されるのです。よって, 上記 Case において, Aはあなたに, AB間の贈与が無効であるので建物を返還するよう主張できません。